

ぎふ一村一企業パートナーシップ運動登録制度実施要領

制 定 平成21年3月9日付け農振第1407号
一部改正 令和 元年5月7日付け農村第 372号
一部改正 令和 3年4月1日付け農村第 69号

(目的)

第1条 この要領は、農村地域とのパートナーシップ（協働関係）に基づき交流活動や協働活動を実践する企業等を登録し、その活動を広く県内外に情報発信することで「ぎふ一村一企業パートナーシップ運動」の拡大を促進するとともに、社会貢献活動等に取り組む企業等の発展及び農村地域の活性化に資することを目的とする。

(登録対象者)

第2条 登録の対象者は、岐阜県内の農村地域と交流活動及び協働活動等を行う次の各号に掲げる法人及び団体とする。

- (1) 農業法人以外の法人（農林漁業関係協同組合及び農村地域の振興を目的として設立されたいわゆる第3セクター等を除く。）
- (2) 有限責任事業組合（農林漁業が主たる事業でないものに限る。）
- (3) 任意団体（代表者及び組織運営等について定めがあり、農林漁業が主たる事業でないものに限る。）

(登録対象活動)

第3条 登録の対象となる活動及びその具体例は、次表のとおりとする。

活 動 項 目	具 体 例
農村で遊ぶ活動	福利厚生事業での体験・宿泊活動、農村イベントの共同開催など
農村で学ぶ活動	自然環境学習、食育推進活動、職員研修の実施など
農村に貢献する活動	耕作放棄地解消、鳥獣害防止及び環境保全等のボランティア活動、栽培管理等援農活動、むらづくり活動への人材派遣など
農村でのビジネス活動	特産品を活用した商品開発、農業参入、市民農園開設など
その他の活動	社員食堂での地域食材利用、社内での特産品斡旋など

(登録要件)

第4条 この運動の登録要件は、以下の各号をいずれも満たすものとする。

- (1) 農村側の活動主体との連携及び協働により実践される活動であること。
- (2) 当該活動が3年以上継続する見込みがあること。

(登録手続)

第5条 登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号により活動対象地域の市町村長の意見書（様式第2号）を添付して、当該市町村を所管する農林事務所長を経由して知事に申請するものとする。

- 2 知事は、申請内容を審査するとともに必要に応じ現地調査を行い、登録基準等に適合すると認める場合は、同運動として登録し、申請者に登録証を交付するものとする。
- 3 知事は、申請内容が登録基準等に適合しないと認めるときは、登録しない理由を付してその旨申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、第2項の登録を行ったとき、又は第3項の通知を行った場合は、当該市町村長へ通

知するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、3年間とする。

- 2 登録を更新しようとする者は、有効期間満了の日までに、前条の規定に準じて知事に申請し、登録更新の手続を行うものとする。

(登録内容の変更)

第7条 登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録内容を変更する場合は、様式第3号により、活動対象市町村を所管する農林事務所長を経由して知事に変更の届出を行うものとする。

- 2 知事は、登録内容を変更するときは、必要に応じ活動対象地域の市町村長の意見を聞くものとする。
- 3 知事は、登録内容を変更したときは、当該市町村長へ通知するものとする。

(登録の辞退及び取消)

第8条 登録者は、登録を受けた活動を中止した場合は、様式第4号により活動対象市町村を所管する農林事務所長を経由して知事に登録辞退の届出を行うものとする。

- 2 知事は、前項の届出の受理をもって、登録を取り消すものとする。
- 3 知事は、登録者が登録を受けた活動を行っていないと認めるとき、又は法令違反等登録に相応しくない事由が発生したときは、活動対象地域の市町村長の意見を聞いた上で登録を取り消すことができるものとする。
- 4 知事は、前項の取消をするときは、理由を付して登録者に通知するものとする。
- 5 前項の取消を受けた者は、直ちに登録証を知事へ返納しなければならない。
- 6 知事は、第2項及び第3項の取消を行ったときは、当該市町村長へ通知するものとする。

(登録者の役割)

第9条 登録者は、登録された内容の活動を行うほか、同運動登録企業等であることの情報発信及び活動内容について県及び市町村への情報提供に努めるものとする。

- 2 登録者は、前項の活動内容について活動年度の翌年度6月末までに、様式第5号により活動対象市町村を所管する農林事務所長を経由して知事へ報告するものとする。

(県の役割)

第10条 県は、市町村及び関係団体等と連携し、運動の推進に努めるとともに、登録内容について広く情報発信を行うなど、運動の拡大に向けた取組を実施するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式1号（第5条、第6条関係）

ぎふ一村一企業パートナーシップ運動登録（更新）申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者

所在地
名称
代表者名

ぎふ一村一企業パートナーシップ運動の登録を受けたい（更新したい）ので、ぎふ一村一企業パートナーシップ運動登録要領第5条第1項（第6条第2項で準用する同要領第5条第1項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

- ・ぎふ一村一企業パートナーシップ運動取組概要書
- ・定款（写）（有限責任事業組合の場合は組合契約書、その他任意団体の場合は規約等）
- ・活動対象地域の市町村長の意見書（写）
- ・その他活動の参考となる資料（写真・パンフレット・図面等）

※すべてデータでの提出可

別紙

ぎふ一村一企業パートナーシップ運動取組概要書

1 申請者の概要

名 称			
代表者氏名			
所在地			
業 種 名			
TEL		FAX	
E-mail			
ホームページアドレス			
本件担当者 役職・氏名		担当者 連絡先	TEL.
			FAX.

2 農村側活動主体

地 域 名	
団 体 名	
代表者氏名	

3 活動内容 (該当項目にチェック)

<input type="checkbox"/> 農村で遊ぶ <input type="checkbox"/> 農村で学ぶ <input type="checkbox"/> 農村に貢献 <input type="checkbox"/> 農村でビジネス <input type="checkbox"/> その他

4 活動期間

年 月 日 ~ 年 月 日

5 活動に関する現在までの経緯

時 期	内 容

(注意事項)

記載いただいた事項をとりまとめ、ぎふ一村一企業パートナーシップ運動ホームページ等において公表しますので、あらかじめご承諾をお願いします。

ホームページはこちら

https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/toshi-noson/c11427/index_10592.html

ぎふ一村一企業パートナーシップ運動登録意見書

企業等名	
------	--

1 農村側活動主体との連携・協働について

--

2 活動の継続性について

--

3 農村地域の活性化への寄与について

--

年 月 日

市町村長

印

様式第3号（第7条関係）

ぎふ一村一企業パートナーシップ運動登録内容変更届

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
名称
代表者名

〔 担当者名 :
TEL : FAX :
E-mail : 〕

ぎふ一村一企業パートナーシップ運動の登録内容を変更したいので、ぎふ一村一企業パートナーシップ運動登録要領第7条第1項の規定により、下記のとおり届出します。

記

1 変更理由

2 変更時期

3 変更内容
(変更前)

(変更後)

様式第4号（第8条関係）

ぎふ一村一企業パートナーシップ運動登録辞退届

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
名称
代表者名

（ 担当者名 :
TEL : FAX :
E-mail : ）

ぎふ一村一企業パートナーシップ運動の登録を辞退したいので、ぎふ一村一企業パートナーシップ運動登録要領第8条第1項の規定により、下記のとおり届出します。

記

1 辞退理由

2 辞退時期

※現行の登録証を添付する。

様式第5号（第9条関係）

ぎふ一村一企業パートナーシップ運動活動報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
名称
代表者名

担当者名 :
TEL : FAX :
E-mail :

年度のぎふ一村一企業パートナーシップ運動の活動状況について、ぎふ一村一企業パートナーシップ運動登録要領第9条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

活動概要（時期、内容、参加者数などを具体的に記載）

（添付書類）

活動の参考となる資料（写真等）※データでの提出可